

# 「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 平成27年度フォローアップ調査結果のポイント

## 1 ガイドラインの認知度

### ○番組製作会社の認知度は7割弱にとどまっている

・ガイドラインを知っていると回答した者の割合

⇒放送事業者:76.5%(地上基幹放送事業者:95.6%、衛星系放送事業者:88.1%、ケーブルテレビ事業者:58.6%)

⇒番組製作会社:69.0%

<参考>ガイドラインは、現在、地上基幹放送事業者にかかる取引のみが対象

## 2 取引構造

### ○三次下請以降の実績のある番組製作会社は1割程度

⇒元請・一次下請までの実績があると回答した番組製作会社の割合:36.3%

⇒二次下請までの実績があると回答した番組製作会社の割合:42.7%

⇒三次下請以降の実績があると回答した番組製作会社の割合:12.5%

## 3 取引内容に関する事項

### (1) 消費税率の引上げに際して、取引価格への適正な反映は概ね実施された

・消費税率の「5%」から「8%」への引上げに際し、取引価格(税込み)への転嫁を適正に行った(行われた)と回答した者の割合

⇒放送事業者:82.4%、番組製作会社:94.3%

<参考>平成26年3月にガイドラインを改訂し、消費税転嫁対策特別措置法に関する留意点を追記

### (2) 発注書の書面交付が行われていない場合があった

・発注書の書面交付について、「交付しない(受けなかった)場合があった」又は「交付を全くしていない(受けなかった)」と回答した者の割合

⇒放送事業者:23.8%、番組製作会社:40.9%

### (3) 回答割合について、放送事業者と番組製作会社との間で大きな違いが見られた事項があった

#### ①著作権の帰属

・完全製作委託型番組(完パケ番組)の製作委託をする(受ける)際に、その番組や素材に関する著作権等の取扱いについて「事前に協議をしていない(協議の機会を設けられない)場合があった」又は「事前に協議をしていない(協議の機会を設けられない)」と回答した者の割合

⇒放送事業者:15.5%、番組製作会社:31.3%

#### ②取引価格の決定

・放送番組の製作委託をする(受ける)際に、取引価格の決定について「事前に協議をしていない(協議の機会を設けられない)場合があった」又は「事前に協議をしていない(協議の機会を設けられない)」と回答した者の割合

⇒放送事業者:0.6%、番組製作会社:30.6%

#### ③取引内容の変更に伴う追加費用の支払い

・追加の発注や一部又は全部の修正を行うための追加費用の支払いについて、追加発注等取引内容の変更実績のあった者のうち、「協議がなく、放送事業者が一方的に決定した割合が支払われた」又は「追加の費用を支払わなかった(支払われなかった)」と回答した者の割合

⇒放送事業者:7.1%、番組製作会社:50.0%